

博士学位論文審査についての申し合わせ事項

研究科委員会における改正時期：

2006.1.18,2006.12.13,2007.10.10,2008.12.10,2013.3.14,
2014.4.9,2018.3.7

(目的)

本申し合わせは、東洋英和女学院大学学位規程（以下、「学位規程」）に基づき、博士学位申請論文を審査する際の研究科委員会における手続きおよび審査基準について定める。

(学位の意義)

博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(審査基準)

博士学位申請論文（以下、学位申請論文という）は、独創性に優れ、人間科学の研究分野に新たな知見を導く論文であるとする。

学位申請論文の審査においては、以下のような評価項目が想定される。

- 1) 問題意識の明確性、研究テーマ設定の適切性
- 2) 研究方法の妥当性・厳密性
- 3) 先行研究検討の的確性
- 4) 論旨展開の一貫性
- 5) 研究の独創性および専攻分野の学問研究への貢献

なお、各評価項目の重視度、項目追加の有無などについては、審査委員会に一任されるものとする。さらに、副論文として、課程による学位の申請には1編、論文による学位の申請には2編を提出することが求められ、これが論文審査の参考とされる（注参照）。

注：副論文とは、学位申請論文の研究内容と関連があり、査読制度の確立した学術誌に掲載もしくは受理された論文であり、単著または筆頭著者（共著の場合）の論文とする。

(学位授与)

課程による博士の学位授与と、論文による博士の学位授与があり、学位規程に則って授与される。

(課程による博士の学位の申請)

博士後期課程に2年以上在学した者が、課程による博士の学位を申請するときは、指導教員を通じて、研究科長に以下のものを提出する。

- ・博士論文
- ・副論文（1編）
- ・学位申請書
- ・論文目録
- ・論文要旨
- ・履歴書

(論文による博士の学位の申請)

本学の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者が、論文による博士の学位を申請するときは、受入教員を通じて、研究科長に以下のものを提出する。

- ・博士論文
- ・副論文（2編）
- ・学位申請書
- ・論文目録
- ・論文要旨
- ・履歴書

(論文博士の予備審査)

- ・論文による博士の学位を申請する者は、受入教員の承諾のもと、完成論文を大学学長に提出し、予備審査を受けなければならない。学位規程第19条により、大学学長は研究科委員会の議を経て受理するべきか否かを決定する。
- ・論文による博士の学位審査を希望する論文の提出があったときは、大学学長の指示により研究科長は速やかに研究科委員会に諮り、予備審査委員会を設ける。
- ・予備審査委員は、研究科委員会で決定された1名ないし複数の教員とする。
- ・委員は、提出された論文が論文博士の学位審査の対象となるか否かを2カ月以内に判断し、「学位論文の予備審査結果報告書」を研究科委員会に報告する。
- ・予備審査に合格した場合は、学位規程22条に規定する審査委員会を設ける。

(審査委員会の構成と決定方法)

- ・審査委員の人数は、主査を含めて5名とする。内2名は他分野からの教員とする。
- ・課程博士の審査委員は、1)指導教員、2)副指導教員、3)研究科委員会で決定された教員3名から構成される。ただし、3)に関しては、1名は学外から専門分野に関わる教員を招くのが望ましい。主査は、1) 2) 以外の審査委員（ただし専任教員）から選ばれる。
- ・論文博士の審査委員は、1) 受入教員、2) 研究科委員会で決定された教員4名から構成される。ただし、2)に関しては、1名は学外から専門分野に関わる教員を招くのが望ましい。主査は、1) 以外の審査委員（ただし専任教員）から選ばれる。
- ・審査委員の選任については、研究科委員会で審議し、承認を得るものとする。外部の審査委員の場合は、「履歴・業績書」を人間科学研究科委員会に提出し、審査委員としての資格の有無を協議し、承認を得るものとする。

(課程博士の論文一次審査)

- ・課程による博士の学位を申請する者は、指導教員の承諾のもと、完成論文を研究科長に提出し、論文一次審査を受けなければならない。
- ・審査は、審査委員全員の出席を原則とする。
- ・一次審査では完成論文を提出し、一次審査合格後、小修正で済むものとする。なお、小修正の範囲は審査委員会の判断による。「論文及び論文要旨の様式等は大学院便覧を参照。
- ・審査委員は、専門的立場から、慎重かつ厳正に一次審査（論文の査読および面接審査）を行う。また、面接審査は非公開とし、審査委員全員の出席を要する。
- ・各審査委員は論文査読の結果に基づいて「査読結果報告要旨」を作成し、面接審査実施日前日までに主査に提出する。
- ・主査は、面接審査後、審査委員会を開催し、「査読結果報告要旨」と面接審査に基づき審査継続の可否について審議する。審査継続の決定は、審査委員の3分の2以上の同意を要する。
- ・主査は、「審査結果報告書」を作成し、研究科長に提出する。
- ・主査は人間科学研究科委員会で一次審査の結果を報告し、その承認を得る。審査委員は、修正論文が基準に達していないと判断した場合、主査にその旨を伝え、指導教員・副指導教員と協議の上、取り下げもあり得る。
- ・研究科長は研究科委員会で決定した一次審査結果を大学院委員会で報告し、その結果について審議し、承認を得る。研究科長・主査連名でその結果を学位授与申請者に通知する。
- ・学位授与申請者は、一次審査で継続が決定し論文に修正等が必要な場合、指導教員・副指導教員等の指導を受け、修正論文を指定された期日までに提出する。

(論文の縦覧)

- ・提出された論文（課程博士の場合は修正論文）を期限および場所を定めて縦覧する。縦覧できる者は人間科学研究科委員会メンバーとする。期間および場所は研究科委員会で定める。また、論文を読んだ者は主査にその内容についての意見、質問等を文書で伝えることができる。

(論文最終審査及び最終試験ならびに学力の確認)

- ・学位規程第16条の規定による者（課程による博士の学位授与）の試験は、第23条第1項に基づく最終試験として、筆記又は口頭によって行う。
- ・学位規程第17条の規定による者（論文による博士の学位授与）の学力の確認は、第23条第2項に基づき、筆記又は口頭によって行う。
- ・各審査委員は提出された修正論文の査読結果に基づいて「査読結果報告要旨」を作成し、面接審査実施日前日までに主査に提出する。
- ・最終面接審査は公開とし、審査委員の全員の出席を要する。審査委員以外の参加者の資格は人間科学研究科及び国際協力研究科の教員と大学院在籍者とする。なお、審査委員以外の質問、発言等は認めない。
- ・主査は、最終面接審査後、審査委員会を開催し、修正論文の「査読結果報告要旨」と面接審査に基づき「合否（案）」を審議する。「合否（案）」については審査委員の3分の2以上の同意を要する。合意に達しない場合は、審査を中止し、取り下げ措置をとる。主査は、その旨を研究科委員会に報告する（研究科委員会での投票による最終決定は行わない）。

(学位授与の最終決定)

- ・審査委員会（主査及び指導教員）は審査報告書（試験結果要旨及び論文審査要旨）を作成し、人間科学研究科委員会での審議を行う。
- ・最終的な「合否（案）」は「学位規程」により人間科学研究科委員会において研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の無記名投票により3分の2以上の賛成を要するものとする。研究科長はその結果を大学院委員会で報告する。その報告をうけて大学院委員会は学位授与について審議する。

(取り下げ後の対応について)

- ・審査の結果、取り下げとなった場合は、次期審査期日までを期限とし、再提出の機会を与える。
- ・再審査の審査委員は、原則として同一とする。同一審査委員による審査が不可能な場合は、人間科学研究科委員会において、改めて審査委員の選任を行う。

(学位論文の公開について)

- ・博士の学位を授与された者は、学位規則の規定により、学位論文をインターネット上に公開することが義務づけられている。
- ・公開に当たっては、東洋英和女学院大学学術リポジトリへの登録・公表の申請が必要となるが（手続きについては、大学院図書室「学位論文（博士論文）の学術リポジトリ登録・公表の申請について」を参照のこと）、大学院図書室に論文を提出する前に、博士論文公開倫理審議委員会の審議を経ることとする。
- ・博士論文公開倫理審議委員会の人数は4名とし、選任については人間科学研究科委員会で審議し、承認を得るものとする。

以 上